

市街地再開発等促進エリアにおける商業等の集積にかかる奨励金
交付要綱

(目的)

第1条 市街地再開発等促進エリアにおける経済活動を活性化し、にぎわいを生む街づくりを目指すため、建替え等に伴う建築物内において商業などの営業活動を行う施設の設置に対して交付する奨励金の交付に関しては、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、市街地再開発等促進特別減税条例（平成25年横須賀市条例第33号。以下「条例」という。）の例による。

(交付要件)

第3条 奨励金の交付を受けることができる者は、条例第3条各号に規定する要件をすべて満たす建築物において、商業等の事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を除く。）を行う施設（以下「商業等施設」という。）を設置する者とする。

2 商業等施設は、開業から条例第5条に規定する不均一課税の期間にわたって継続して設置しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる建築物は奨励金の交付の対象としない。

(1) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条第1号に規定する市街地再開発事業に係る建築物

(2) 優良建築物等整備事業制度要綱（平成6年6月23日付け建設省住街発第63号）に定める優良建築物等整備事業に係る建築物

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、予算の範囲内において、商業等施設の床面積10平方メートルにつき20万円とする。ただし、同一の商業等施設に対する奨励金の交付は1回限りとする。

2 前項の奨励金は、5年以内に分割して交付することができる。

3 第1項の規定による奨励金の交付については、市街地再開発等促進エリアにおける宿泊施設の誘致等奨励金に関する要綱の適用を妨げない。

(商業等の床面積)

第5条 前条に規定する商業等施設の床面積は、次の各号の区分に応じ、当該

各号に定める用途部分の床面積を合計したものとする。

- (1) 小売業 売場、売場内の通路、ショーウィンドウ、ショールーム、手荷物預かり所その他市長が小売業に必要な場所と認めるもの及び売場と同一建築物にある事務所、倉庫、駐車場その他市長がこれらに類すると認めるもの
- (2) 飲食業 客席、売場、厨房その他市長が飲食業に必要な場所と認めるもの及び客席と同一建築物にある事務室、倉庫、駐車場その他市長がこれらに類すると認めるもの
- (3) 宿泊業 客室、レストランの客席、ロビーその他市長が宿泊業に必要な場所と認めるもの及び同一建築物にある事務室、倉庫、駐車場その他市長がこれに類すると認めるもの
- (4) サービス業 客席、ロビーその他市長がサービス業に必要な場所と認めるもの及び同一建築物にある事務室、倉庫、駐車場その他市長がこれに類すると認めるもの

(交付申請)

第6条 奨励金の申請は、商業等施設の営業開始後1月以内に行わなければならない。

2 規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 営業活動を行う施設の配置図及び平面図
- (2) 法人の場合は定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書又は登記簿謄本
- (3) 当該商業等施設で営業する事業者の名称、所在地、代表者の氏名及び営業面積を記載したもの
- (4) 印鑑登録証明書

(対象施設の利用促進)

第7条 奨励金の交付を受けた者は、条例第4条に規定する対象施設について、積極的にその利用を図るよう努めるものとする。

(その他の事項)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、文化スポーツ観光部長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。